

(5) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和5年1月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する道路の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

境港市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金11,897円を支払うものとする
と。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和4年4月15日

(2) 事故発生場所

境港市竹内町地内

(3) 事故の状況

和解の相手方が、一般国道431号の歩行者用道路を通行中、側溝の蓋が跳ね上がり、バランスを崩して転倒し、和解の相手方所有の腕時計等が破損したものである。